

令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和4年8月5日（金）午後1時～2時35分

2. 場 所 名張市役所 2階 庁議室

3. 出席者 委員 木村 那津子
同 中野 栄蔵
同 高嶋 雅子
同 竹谷 和也
(辻 陽 委員 欠席)

4. 事務局からの報告

4-1 事務局の取り扱いについて

本日は7件の諮問審査があるが、このうち2件については、事務局である市民相談室が処分庁となっている。これに伴い、市民相談室が審査請求の処分庁となった場合、審査会の調査審議の手続きに関し、公正性を確保することを目的として、市民部におかれた他の室が審査会の庶務を行うよう、「名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則」「名張市情報公開事務処理要綱」及び「名張市個人情報保護事務処理要綱」の一部を改正した。

本日の市民相談室が処分庁にあたる諮問審査については、市民部保険年金室が事務局を務める。

4-2 審査会の運用について

本日の諮問審査における審査請求人からの意見書について報告する。

令和4年7月13日に、審査請求人より意見書兼申出書が提出された。内容は、「諮問審査は1回の審査会につき1件ずつ行うこと」、「審査会における審査請求人の口頭意見陳述についても1回の審査会につき1件ずつ行うこと」、「審査会を傍聴すること」を求めるものである。

これらは審査請求の内容に係るものではなく、審査会の運用についてのご要望であるため、7月20日付けで説明文書を送付した。内容は、「当審査会は開催が決定した時点において受けている諮問をすべて審査する運用をしており、案件の複雑性が高い場合は継続審査となることから、同日に複数の諮問を審査することが厳正な審査の妨げになるとは考えていないこと」、「口頭意見陳述についても原則は同様であり、現時点においては機会の付与

も決定していないため、ご意見として伺うに留めさせていただくこと」、「審査会の傍聴については、名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第12条の規定により認められていないこと」を説明したものである。これらは審査会の運用についての事務的な説明であり、本来であれば事務局名で発する文書と考えられるが、審査請求人が事務局に対する不信感を主張されているため、会長に内容をご確認いただいた上で、会長名にて送付した。

これに対して、審査請求人より、8月2日に再度意見書が提出されたが、これについてはその他の事項でご意見を伺いたい。

5. 審査事項

- 5-1 公文書不存在決定について（名張市長）
- 5-2 公文書不存在決定について（名張市長）
- 5-3 公文書部分公開決定について（名張市長）
- 5-4 公文書不存在決定について（名張市長）
- 5-5 公文書不存在決定について（名張市長）
- 5-6 公文書公開決定について（名張市長）
- 5-7 公文書公開決定及び公文書不存在決定について（名張市農業委員会）

6. 審査内容

6-1 公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年11月5日提出の公文書公開請求に対し、名張市が行った同年11月11日付け名人研第798号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「名張市職員が名張市から貸与・支給されていると思われる制服の様な作業服の前のボタンやファスナーを締めないで全開にしたり、袖のボタンをしなくて全開にしてパカパカさせた状態で窓口対応等来庁者の接遇をすると規定している公文書」であり、これに対して実施機関である名張市は、該当する公文書を作成しておらず、保有していないとして、不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年12月14日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、「審査請求人は、本件公開請求書において“公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、

文書による説明を求める”と記載した。したがって、名張市は職員が窓口等で来庁者を応対する時に、作業服の前のボタンやファスナーを締めないで全開にしたり、袖のボタンをしないで全開にしてパカパカさせて接遇しないという規定等、つまりは来庁者に不快な思いをさせてはいけないという趣旨が記載されている規則・通達・研修資料等をすべて公開すべきである。」ということ、また、「名張市が電子メールでの公文書公開請求を受け付けないことは「知る権利」の冒涇であり、請求書を添付した電子メールが到着しているからにはその受信日を受付日とするべきである。」ということや、「受け付けた請求書には担当部署名、整理番号を記入し、請求者に返信すること、文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開すること」を併せて求めている。

この主張に対し、実施機関である名張市は、同年12月22日付けの弁明書にて、「名張市は、請求に係る公文書の特定を合理的に行い、請求対象の公文書について、客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、その決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。審査請求人が公文書公開請求書に表示した内容の公文書は作成・保有しておらず、その外審査請求書において縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張した。

その後、令和4年1月25日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年3月4日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 処分庁による公文書不存在決定に特段の疑義はない。
- イ 口頭意見陳述を実施した場合、書面による主張と同じ主張が繰り返されると思われる。機会の付与の必要性は感じられない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第54号)

5-2 公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年11月5日提出の公文書公開請求に対し、名張市が行った同年11月11日付け名人研第801号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「名張市職員が電話に出るときに“名張市”と名乗らないと規定している規則」と、「名張市職員が窓口で接遇・応対する際に名乗らない、名札をしないと規定している規則」であり、これに対して実施機関である名張市は、該当する公文書を作成しておらず、保有していないとして、不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年12月14日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、「審査請求人は、本件公開請求書において“公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める”と記載した。したがって、名張市職員が電話に出るときに“名張市”と名乗ると規定している規則、窓口で接遇・応対する際に名乗る、名札をするという規定等を公開すべきである。」ということ、また、「名張市が電子メールでの公文書公開請求を受け付けないことは「知る権利」の冒涇であり、請求書を添付した電子メールが到着しているからにはその受信日を受付日とするべきである。」ということや、「受け付けた請求書には担当部署名、整理番号を記入し、請求者に返信すること、文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開すること」を併せて求めている。

この主張に対し、実施機関である名張市は、同年12月22日付けの弁明書にて、「名張市は、請求に係る公文書の特定を合理的に行い、請求対象の公文書について、客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、その決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。審査請求人が公文書公開請求書に表示した内容の公文書は作成・保有しておらず、その外審査請求書において縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張した。

その後、令和4年1月25日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年3月8日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 審査請求人は、審査請求書において、名札の着用や電話応対時の名乗りを定めた文書の公開を求めている。これにあたる文書は存在するのか。
- イ 恐らく、何らかのマニュアルや新人研修資料等は存在すると思われる。しかしながら、それらを求める記載は審査請求書にはあるものの、公開請求書にはない。
- ウ 審査請求人は、反語を用いて公開請求書に記載したと主張するが、求める文書は当初から公開請求書に明記しなければならず、本件公開請求書の記載において接遇のマニュアルや研修資料を求めているとは解せない。
- エ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第55号)

5-3 公文書部分公開決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年12月1日提出の公文書公開請求に対し、名張市が行った同年12月14日付け名人研第873号の公文書部分公開決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「名張市市民部市民相談室長が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づいて全体の奉仕者として公正に誠実に公務を行うことを宣誓していることがわかる公文書」であり、これに対して実施機関である名張市は、本件職員が名張市に採用された際に自署押印の上提出した、いわゆるサービスの宣誓書を特定し、部分公開決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は令和4年3月8日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、『名張市情報公開条例の解釈及び運用』によると、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報は、個人情報に含まれないものとしている。名張市は、本件職員が宣誓したのは職務の遂行前であるため、個人に関する情報に該当すると主張するが、本件職員が職務を遂行するにあたっては、宣誓していることが条件であるので、宣誓書の氏名は職務の遂行に係る事項であり、公開されるべき

である。」ということ、また、「公開請求書には上記と併せて、“公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存決定はあり得ない”と記載した。したがって、名張市は、宣誓しているのに公正に誠実に公務を行わなくても良いと規定している規則等を公開すべきである。」ということ、「公開請求書には“真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める”とも記載した。つまり、名張市は、公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則・規定等を公開し、そのような規則があるのになぜ規則に反して公正で誠実な公務を行わないのか説明すべきである。」と求めている。

その他、「文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開すること」についても併せて求めている。

この主張に対し、実施機関である名張市は、同年3月31日付けの弁明書にて、「当該公文書中には、宣誓の年月日、宣誓当時の住所及び氏名、押印した印鑑の印影が含まれており、これらは名張市情報公開条例第7条第2項に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日のその他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため、その余の部分を開示することとした。加えて、平成19年条例第7号による改正前の名張市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年条例第6号）第2条第1項では、「新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。」と規定しているように、新たに職員になった者が職務を行う前に署名するものである。すなわち、本件職員は、この宣誓書に署名してからでなければ、その分任する職務を行ってはならなかったのであって、本件宣誓書の作成自体は、本件職員の分任する職務であったとは言い難い。したがって、本件非公開部分は、名張市情報公開条例第7条第2号ウに規定する職務の遂行に係る情報に該当すると認めることができない。なお、審査請求人が審査請求書においてその外縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張している。

その後、同年4月27日付けで審査請求人からの反論書の提出、同日付けで口頭意見陳述申出書の提出、及び同年5月20日にその取下書等が提出されているが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 処分庁による公文書部分公開決定を支持する。少なくとも自署・押印部分は名張市情報公開条例第7条第2号に規定されている「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。
- イ たとえ署名時点で当該個人が同市に採用されることが明確であり、実質的に「職務」に就いていたと解せたとしても、それは同号ウに規定されている「職務の遂行に係る情報」と考えることはできない。
- ウ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。
(答申第56号)

5-4 公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年11月5日提出の公文書公開請求に対し、名張市が行った同年11月11日付け名相第190号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「公務や行政指導で虚偽の説明をし、結果的に市民を愚弄すると規定している規則」であり、これに対して実施機関である名張市は、該当する公文書を作成しておらず、保有していないとして、不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年12月14日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、「審査請求人は、本件公開請求書において“公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対するの説明責任があるため、文書による説明を求める”と記載した。したがって名張市は、来庁者を愚弄してはいけないというような趣旨が記載されている接遇の規則・通達・研修資料等を全て公開するべきである。」ということ、また、「名張市が電子メールでの公文書公開請求を受け付けないことは「知る権利」の冒涇であり、請求書を添付した電子メールが到着しているからにはその受信日を受付日とするべきである。」ということや、「受け付けた請求書には担当部署名、整理番号を記入し、請求者に返信すること、文書を特定するための面談を行い、

電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開すること」を併せて求めている。

この主張に対し、実施機関である名張市は、同年12月22日付けの弁明書にて、「名張市は、請求に係る公文書の特定を合理的に行い、請求対象の公文書について、客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、その決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。審査請求人が公文書公開請求書に表示した内容の公文書は作成・保有しておらず、その外審査請求書において縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張した。

その後、令和4年1月25日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年3月14日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 処分庁による公文書不存在決定を支持する。
- イ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第57号)

5-5 公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年11月5日提出の公文書公開請求に対し、名張市が行った同年11月11日付け名相第191号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「行政手続法を守らないとする他の行政手続きに関する規則」であり、これに対して実施機関である名張市は、該当する公文書を作成しておらず、保有していないとして、不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年12月14日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、「審査請求人は、本件公開請求書において“公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書

を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める”と記載した。したがって名張市は、公務では行政手続法を守らなければならないというような趣旨が記載されている規則・通達・研修資料等を全て公開するべきである。」ということ、また、「名張市が電子メールでの公文書公開請求を受け付けないことは「知る権利」の冒涇であり、請求書を添付した電子メールが到着しているからにはその受信日を受付日とするべきである。」ということや、「受け付けた請求書には担当部署名、整理番号を記入し、請求者に返信すること、文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開すること」を併せて求めている。

この主張に対し、実施機関である名張市は、同年12月22日付けの弁明書にて、「名張市は、請求に係る公文書の特定を合理的に行い、請求対象の公文書について、客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、その決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。審査請求人が公文書公開請求書に表示した内容の公文書は作成・保有しておらず、その外審査請求書において縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張した。

その後、令和4年1月25日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年5月16日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 処分庁による公文書不存在決定を支持する。
- イ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第58号)

5-6 公文書公開決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和

4年1月4日提出の公文書公開請求に対し、名張市が行った同年1月17日付け名人研第983号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「職員の氏名は個人情報であると判断した根拠となる公文書」及び、公文書公開請求の決定に係る不服に対して「“情報公開条例に伴う審査請求をしてください”と連絡した根拠がわかる公文書」であり、これに対して実施機関である名張市は、「名張市情報公開条例の解釈及び運用」を特定し、公開決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年4月27日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、『名張市情報公開条例の解釈及び運用』によると、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報は、個人情報に含まれないものとしている。名張市は、本件職員が宣誓したのは職務の遂行前であるため、個人に関する情報に該当すると主張するが、本件職員が職務を遂行するにあたっては、宣誓していることが条件であるので、宣誓書の氏名は職務の遂行に係る事項であり、公開されるべきである。」ということ、また、「文書を特定するための面談を行うこと」を併せて求めている。補足になるが、審査請求人が言及する宣誓書の公開というのは、本日、先に審査していただいた名人研第873号の部分公開決定について述べていると思われる。

この主張に対し、実施機関である名張市は、同年5月31日付けの弁明書にて、「職員の氏名を非公開とした理由は、名張市情報公開条例の逐条解説である『名張市情報公開条例の解釈及び運用』を参考に、職員の氏名が個人情報であり、かつ法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報との例外事由（同条例第7条第2号ア）に該当しないと判断したことにある。したがって、職員の氏名が個人情報であると判断した根拠となる公文書として、『名張市情報公開条例の解釈及び運用』を公開したものである。名張市は、請求に係る公文書の特定を合理的に行い、請求対象の公文書について、客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、その決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。なお、審査請求人が審査請求書においてその外縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張した。

その後、同年6月21日付けで審査請求人からの反論書が提出されたが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 処分庁による公文書公開決定を支持する。
- イ 本件と別件だが、『名張市情報公開条例の解釈及び運用』には電子メールによる公開請求書の提出は認めないとの記載がある。名張市が電子メールによる公開請求書を認めない根拠もこの文書にあると思われる。
- ウ 本件の他の諮問審査にも言えることだが、審査請求人と名張市との請求文書の認識が噛み合っていない。審査請求人は、名張市に対して文書を特定するための面談を求めているが、そもそも公開請求の内容自体が苦情めいており、事の背景にもよるためはっきりとは言えないが、可能であれば公開請求に至る前に解決できれば理想だったのでは。
- エ 当審査会は、公開請求に対する実施機関の決定が適当であったか否かを審査するものであり、実施機関の業務自体の是非については審査できない。公開請求に至った理由はともあれ、公開請求に対する実施機関の決定についてのみ判断すべきと考える。
- オ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第59号)

5-7 公文書公開決定及び公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年11月26日提出の公文書公開請求に対し、名張市農業委員会が行った同年12月8日付け名農委第273号の公文書公開決定及び公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、「平成22年6月11日に三重県より出された通達『農水省工部長から各農林水産商工（農政・商工）環境事務所あて』により、農地転用の申請時に地元関係者の捺印は求めないとされているにも関わらず、名張市農業委員会が通達を無視し、金品の要求（捺印）をさせ続けた理由がわかる公文書」、「農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査の報告書」、「農地転用の申請時に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る全ての公文書」の3つであり、これに対して実施機関である名張市農業委員会は、「農地転用申請の際に地元関係者の同意等の捺印を不要とし

た決定に係る公文書」として、「農地法第4条及び5条の申請に際する隣接者同意書等の取り扱いについて」と題する三重県からの文書及び名張市農業委員会定例総会議事録を特定の上公開決定し、その他の公文書については該当する公文書を作成しておらず、保有していないとして、不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年3月8日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張としては、「審査請求人は、本件公文書公開請求書において“公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める”と記載した。したがって名張市農業委員会は、地元と癒着したり、金品の要求に加担するために地元関係者への捺印を要求するとした規定、あるいはそのような事はしてはいけないという趣旨が記載されている規則・通達・研修資料等を全て公開すべきである。」ということ、「地元関係者の捺印をなくしたことについては相当の理由があるはずであり、金品の要求の実態調査を行ったはずであるので、その結果を公開すべきである」ということ、「請求者自身が報告した印鑑代の報告を公開する」ということ、また、「文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開する」ということを併せて求めている。

この主張に対し、実施機関である名張市農業委員会は、同年4月20日付けの弁明書にて、「審査請求人は、審査請求書において、公文書公開請求書の記載についての解釈を述べ、これらは公文書を特定するための面談を行っていれば理解できたはずであると主張するが、名張市は公文書公開請求書を通常の日本語の用法により合理的に解釈して公文書を特定し、請求対象の公文書について、客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、その決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。なお、審査請求人が審査請求書においてその外縷々述べることについては、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない」と主張した。

その後、同年5月16日付けで審査請求人からの反論書が提出されたが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、実施機関への質疑を交え審査を行った。

- ア 審査請求人曰く、名張市農業委員会は三重県からの捺印を不要とする通達を受けてなお捺印を求め続け、現在は捺印を求めない運用に変更しているとのことだが、三重県の通達から捺印を必要としない運用に変更するまでのタイムラグはどのような経緯で生まれたのか。
- 令和3年8月31日付けで三重県から捺印を不要とする通達を受けたが、事務局の判断で即時に運用を変更することはできないため、月1回の農業委員会定例総会に諮った結果、捺印を求めない運用に変更することを決定し、以降その運用が続いている。
- イ つまり、三重県の通達を受けてから実際に名張市農業委員会が運用を変更するまでの間は、協議や調整、農業委員会に諮るなどしていたため、タイムラグが生まれたという理解でよいか。
- お見込みのとおり。事務局のみで運用変更を決定することはできず、農業委員との協議、総会での決定を経て実際の運用変更となるため、タイムラグが発生した。
- ウ そうであれば、あえてタイムラグを発生させると定めた公文書が存在しないことは当然であり、運用変更の経緯としては総会の議事録を公開したという理解でよいか。
- お見込みのとおり。運用変更について総会に諮ることは審査請求人にもお伝えしており、議事録の作成前から公開を希望されていたため、議事録作成後に審査請求人にご連絡し、公開請求に至った。
- エ 審査請求人は、公開請求書の中で、農地転用等の申請に関連して農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査の報告書を求めているが、このような実態調査を行うと審査請求人に対して説明したのか。
- していない。名張市として、また農業委員会として、そのような事実を認知していないため、調査は行わないと説明している。
- オ つまり、そもそも調査を行っていないから、その報告書も当然存在しないという理解でよいか。
- お見込みのとおり。
- カ 処分庁による公文書公開決定及び公文書不存在決定を支持する。
- キ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の質疑及び審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第60号)

7. その他の事項

(1) 事務局からの概要説明

審査に先立っての報告でも触れたとおり、審査請求人からの意見書について、委員の皆様のご意見を伺いたい。

審査請求人は、8月2日に再度提出した意見書において、事務局が審査会の協議や決定に介入しているのではないかとの疑念から、審査会に事務局との関わり方を再考していただきたいと主張している。

事務局の見解としては、1回の審査会で複数の案件を審査することは事務局の独断ではなく以前からの運用であり、傍聴の可否についても条例で定められていることや、本日の審査会についての対応でもあることから、速やかな説明に努めたものである。

当審査会では、審査の結果についても、事務局が答申案等を作成し、その確認及び修正は、会長あるいは会長職務代理一任という運用を以前からしているところだが、これらの運用について、事務局の行き過ぎた介入があるとお考え等があれば、ご意見を頂戴したい。

(2) 審査会からの意見

上記説明を受け、下記のとおり意見した。

- ア 事務局の対応に問題はないと考える。
- イ 事務局の対応は適切であり、審査会が事務局に操作されているという意見は、審査会に対して失礼である。
- ウ 議論から結論づけに至るプロセスにおいて、事務局の対応に恣意的なものは感じず、公平に運用されていると感じる。特段の見直しの必要性はないと思われる。